



滋賀でいちばん大切にしたい会社認定

「縮小の時代を生き残る企業(経営者)とは」

～時代認識を高め、なくてはならない企業をめざそう～

滋賀同友会第37回定時総会記念講演 2015年4月24日
中小企業家同友会全国協議会・専務幹事：松井清充

4月に開催された滋賀同友会第37回定時総会での
松井清充中同協専務幹事の講演の要旨をご紹介します。

地域の危機へ見える未来

松井氏はまず、地域が「縮小の時代」に入ったことを強調されます。滋賀県でも昨年あたりから人口が減少に転じたことが報道されています。また、日本全体では30万人弱の減少ですが、今後はさらに減少のペースが速まり年間60万人程度の減少になっていくとも予想されています。人口減少は新生児や、若い世代に顕著に表れるため、平均年齢の高齢化も同時に急速に進行して行きます。これは、私たち中小企業にとって極めて大きな環境変化になります。同じ製品やサービスを提供しているだけでは、間違いなくこれからどんどんと売り上げの量が減ってしまう事になります。(工夫次第では金額の減少は押さえることも可能)またこの流れを変えるには相当思い切った政策の変更が必要ですが、今の日本の政治には無理と考える方が正しいでしょう。

日本のビジネスモデルの崩壊

一方で世界では「爆発」とも言われる人口増、また途上国での経済成長による購買力の拡大があり、大企業を中心に、これらの国に販路や生産拠点を求めていく「空洞化」現象も定着しつつあります。この結果「円安」という本来、輸出増の要因になるはずの為替変動があっても、国内の生産は伸びないと言われている。これまでは違う現象も見られます。さらに「技術」「品質」など日本の強みも、途上国にキャッチアップされつつあります。さらに「低価格」「大量生産」「圧力の前に必ずしも、圧倒的強みとはなりにくくなっている



ます。このため国内の中小製造業の経営環境はかつてなく悪化しています。前述の人口減少、高齢化とも相まって、これまでの仕事だけでは成り立って行かない時代がすぐそこまで来ていると考えるべきです。

モノの豊かさから心の豊かさの追求の時代へへ見えない未来

「モノの豊かさから心の豊かさへ」と言いますが、実は「心の豊かさ」を満たすために何が必要かは、消費者本人もわからないと言いう事がポイントです。また、人それぞれで違うことも重要でしょう。この点、地域や消費者に密着し、機敏な対応が可能で中小企業こそ、その価値変化対応の担い手だと言えます。経営者社員が一体となって消費者の声や行動を良く研究し、可能性のある新商品、新サービスをスピーディに生み出して行く努力が求められます。

時代の流れ

高齢化を別の面からみると、消費の主体、経済の主役が高齢



来賓ご挨拶
小椋正清東近江市市長



来賓ご挨拶
福永忠克県商工観光労働部部長



第37回定時総会

自民党国会議員の皆様と懇談会を行いました
マイナンバー制度について
縮小の時代を生き残る企業(経営者)とは
松井清充中同協専務幹事 講演

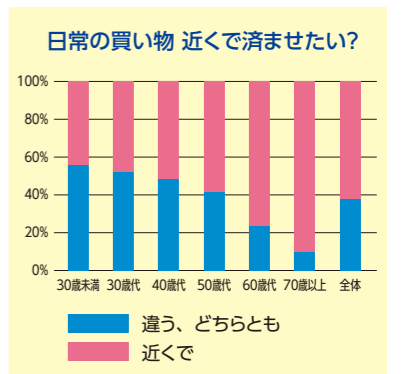


松井清充中同協専務幹事の講演



自民党国会議員との懇談会

国会議員からのご報告



者になるといいう事です。住宅も新築ではなくリフォーム市場が中心となって来ています。また「買い物難民」と言われるように「買に来る」から「届ける」も重要なキーワードになって来ています。60歳以上では近くで買いたいと言う人が80%以上になります。地域の小売業復活のチャンスかも知れません。要介護者の増加とケアになって健康対応ビジネスなど生活支援業や暮らし支援業と言ったドメインに自社を再定義してみることが必要でしょう。(松井氏は、この後そのような企業の変革を確かなものにするための同友会運動の意義・役割を強調され、多くの具体的実践事例をご紹介いただきました。)

DOYU NOW

▼今月の記事でも取り上げていますが、今年の10月からいよいよ「マイナンバー制度」が始まります。国や地方自治体が国民一人一人の社会保障や徴税データを二元管理しようとするものですが、実施に当たっては企業の負担が発生します。特に、その漏えい防止管理では「個人情報保護法」よりも罰則の重い「マイナンバー法」が適用されます。「個人情報保護法」が適用されなかつた小規模事業者にも「マイナンバー法」は適用されるため注意が必要で、一方、企業にとってのメリットはほとんどないと言えます。これまでも海外では行われていない、企業による社員個人の「確定申告」代行など、本来行政が行うべき業務を企業に代行させる風土のある日本ですが、そろそろ中小企業の側も声を上げるべき時が来ているのではないのでしょうか? 欧州同様に、中小企業の保護・育成に努力しているアメリカでの研究では、このような規制への対応で中小企業は大企業に比べて従業員一人当たり14倍のコスト負担を強いられると言いうデータもあります。中同協ではさっそく延期と負担軽減を求める意見書を国に提出しています。この機会にぜひ一読をお勧めします。

マイナンバー制度が始まります

【中小企業のためのマイナンバー講座】

マイナンバー(個人番号)とは?

平成27年10月から住民票を有するすべての方に順次通知される12桁の番号です。

※住民票の住所に簡易書留で通知されます。

通知されたマイナンバーは、平成28年1月から

- ・年金、医療、介護保険などの社会保障分野
- ・税務署等に提出する書類の記載などの税分野
- ・防災、災害対策に関する役所関係の事務などの災害対策分野

で利用されることになります。

パート・アルバイトを含む従業員を雇用している民間事業者が対象です。法人だけでなく、個人事業主も対象になります。社会保障や税の手続きでマイナンバーを利用することになります。

マイナンバーの取り扱いについて

事業者は、源泉徴収票などへマイナンバーを記載することになります。そのため、従業員やその家族からマイナンバーを提供してもらう必要が出てきます。支払調書の提出にも利用するため、報酬を支払った税理士や社労士といった従業員以外の社外の方のマイナンバーも取り扱う場合があります。

事業者が注意すべき9つのポイント

1. 税や社会保険の書類の様式が変わり、マイナンバーの記載欄が追加されます。
2. 最新の様式は国税庁や厚生労働省のホームページのマイナンバー特設サイトなどで確認してください。
3. 会計ソフトを利用している場合には、マイナンバーに対応しているかどうかを確認してください。もしも、対応していなければ、対応ソフトに更新するか、場合によっては手書き対応することも検討してください。
4. マイナンバーを取得する際には、あらかじめ利用目的を特定して通知または公表することが必要です。
【利用目的の特定例】
・源泉徴収票作成事務・雇用保険届出事務 など
【通知または公表例】
・社内メール等で通知・就業規則への記載 など
5. 本人確認はなりすまし防止のためにマイナンバーの確認と身元確認を行ってください。特に、謝金や報

酬などの支払いがある社外の方の本人確認(※)はより厳格に行ってください。本人確認の具体的な方法は、あらかじめ検討して、準備しておく必要があります。

※身元確認は運転免許証やパスポートで行っていくことになります。これがない場合、健康保険証と年金手帳など、二つ以上の書類提示が必要です。

※従業員など雇用関係にある場合等、人違いでないことが明らかであれば身元確認は要しません。

6. マイナンバーを従業員番号として利用することは、仮に従業員本人が同意しても禁止されている行為です。
7. 従業員が退職するなどして税や社会保険の手続きでマイナンバーを使わなくなり、法令で定められた保存期間を経過した場合は、マイナンバーを廃棄または削除してください。復元できないようにシュレッダーで廃棄する等、廃棄や削除の具体的な方法は、あらかじめ検討して、準備しておく必要があります。
8. 電子データではなく、マイナンバーが記載された書類等を紙で管理する場合には、施錠できるキャビネット等に保管するといった安全管理措置が求められます。
9. パソコンで管理する場合には、ウイルス対策ソフトの導入及び最新バージョンへの更新はもちろん、パソコンにアクセスするためのパスワード設定も徹底してください。なお、パスワードは固定化することなく、定期的に見直す等の工夫も必要です。

マイナンバー対策については、まずは御社の事業内容や規模に応じた現実的な対応を検討することからスタートしてください。この10月には、各従業員にマイナンバーが記載された通知カードが配布されます。来年1月からは利用が始まります。事業者に残された準備時間はあまりありません。マイナンバー対策を後回しにすることなく、優先順位を上げて取り組んでもらいたいと思います。

マイナンバーに関する相談は、共育委員会のマイナンバー担当@牧[e-人事(株)]までお問合せください。

e-人事(株) TEL:077-532-1117

自民党国会議員の皆様と懇談会を行いました



滋賀同友会理事会と自由民主党国会議員様との初めての懇談会が、5月8日(金)午後6時から9時までクサツエストピアホテルで開催されました。

自由民主党からは、衆議院議員の上野賢一郎様、武村展英様、武藤貴也議員秘書の石橋広行様、参議院議員の二之湯武史様にご参加をいただき同友会理事17名と意見交換を行いました。

蔭山孝夫代表理事より「私も中小企業憲章の精神をいかし、中小企業を主役にした地域づくりをすすめるために、県では中小企業活性化条例に基づいて施策を立案する産業振興会議の設置、市町での条例制定を県行政に要請しています。アベノミクスの現状は都市部と大手企業の景気回復と地域と中小企業の格差の拡大です。川上が潤えば川下も良くなるという経済政策だけでは、地域は良くなりません。地域の再生を担う中小企業の元気を引き出す産業

政策を、一緒に考えてまいりましょう」と挨拶。このあと、参加の議員様、秘書様よりご挨拶をいただき意見交換を行いました。



議員の皆様からは、中小企業小規模事業に使いやすい補助金メニューの紹介、滋賀県の市町で中小企業振興条例の制定をすすめるために議員対象の勉強会を行う、小規模企業と伴走型の経営課題解決が出来る制度の活用、外国人観光客の獲得等についてご紹介をいただきました。

参加理事からは、「公共事業予算が増えても人材不足で

仕事が出来ない」「消費増税の影響で民需は大きく停滞」「所得格差が拡大し賃貸アパート申込者はかなりの比率で生活保護の受給者」「大企業からのトリクルダウンは期待できないどころか、大企業の採用が拡大で新卒学生の採用が二気に厳しくなっている」「中小企業が社会の主役であるという精神を国民的合意にしなれば、いくら補助金を出しても中小企業は良くなるならぬ」「多くの小規模製造業は、円安は逆風、株高など他人事」「中小企業の人材不足は深刻。外国人労働者の受け入れ規制を中小企業向けには緩和してほしい」「日本独自の商習慣である大企業からの「コストダウン」を世界標準にして無くすように指導を」「中小企業振興は補助金ありきではなく、行政と企業が向き合い継続して意見交換し、相互信頼のもとで施策を創り上げていくことが大事」「若くて意欲的な行政マンと、地域づくりに熱い思いを持つ経営者、そして

専門知識のあるコーディネーターが揃わないと中小企業振興は前に進まない」「戦後中小企業は努力して地域の復興を担い、利益も出して雇用を担ってきた。いまは努力しても利益が出にくい環境。その上に中小企業の経営努力に水を差す外形標準課税の適用拡大はもつてのほか。我々の経営努力の邪魔だけはして欲しくない」など、多くの意見が飛び出しました。

第2部の懇談会でも前半の懇談会に引き続き、さらに突っ込んだ意見交換を行いました。

「2016年度 滋賀県に対する中小企業家の要望と提案」へ皆様の声を募集しています。

中小企業や地域経済を元気にするために「これは必要だ」という制度や施策を事務局(担当:廣瀬)までお寄せ下さい。ヒアリングにも伺います。

TEL 077(561) 5333 FAX 077(561) 5334
メール jimu@shiga.doyu.jp